

平成 26 年 天草市農業委員会第 11 回総会議事録

平成 26 年 11 月 26 日天草市農業委員会総会が天草市五和農業情報センターマルチメディア
研修室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（29 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	川原昭雄君	4 番	川口直君
5 番	武内正俊君	6 番	森本文隆君
7 番	佐々木碩哉君	8 番	君
9 番	-	10 番	江良邦勝君
11 番	浦上廣幸君	12 番	山本友保君
13 番	-	14 番	福本富人君
15 番	山下和弘君	16 番	川峯正美君
17 番	君	18 番	森岡一正君
19 番	黒川紀世子君	20 番	橋本正寛君
21 番	宮崎義一君	22 番	森下雅成君
23 番	滝下清三郎君	24 番	君
25 番	前田達也君	26 番	君
27 番	山本隆久君	28 番	松岡健吾君
29 番	小堀田幸一君	30 番	君
31 番	松原高弘君	32 番	松川兼光君
33 番	君	34 番	倉田喜一君
35 番	君	36 番	梅田良二君
37 番	平岡秀樹君	38 番	本田実君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（7 名）

8 番	中村三千人君	17 番	川崎眞志男君
24 番	山田勝彦君	26 番	柴田眞一君
30 番	小川浩治君	33 番	戸谷泰典君
35 番	池田裕之君		

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。(5名)

事務局長 森内健二 局長補佐 林 泰裕
主 幹 瀧本由一 参 事 藤崎真二
主 査 寺澤大介

4、議事日程

開 会

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議第57号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議第58号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議第60号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 日程第6 議第61号 非農地通知書交付申請について
- 日程第7 議第62号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の除外申請について
- 日程第8 議第63号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の編入申請について
- 日程第9 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（森内健二君） 皆さんこんにちは。ただいまから平成 26 年第 11 回総会を開会致します。携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えをお願いします。それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さんこんにちは。大変お忙しい中にご出席いただき、ありがとうございました。先日 10、11 日ですけれども、玉名市で会長・事務局長合同会議がございまして、私と林補佐と 2 人で出席してきました。その内容については今日の報告事項でもあると思います。いわゆるブロック別の研修会が来月 16 日ありますので、その時にも説明があると思いますけれども、その中でも特に農地集積ということでお願いがありました。中間管理機構で登録をされている人が 648 名いますけれども、その中で借り受け希望が 2,800ha あるということです。農家の出し手が中々ないということで多分中間管理機構の理解がされていないとか、農地を貸したら返ってこないのではないかと心配があるようでございますので、それぞれ委員さん方が農家の皆様にご理解していただくようにお話していただきまして、農地の出し手の方を探してほしいということでございました。16 日の研修ではもっと詳しい説明があると思いますので、十分に研修を積んでいただきたいと思います。年末を控えて忙しい時ではございますけれども、よろしく願い致します。それでは、本日もご審議の程よろしくをお願いします。

○事務局（森内健二君） ありがとうございます。本日は 7 名から欠席の届出が出ておりますが総会は成立しております。それでは議事の進行は会長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、19 番、黒川紀世子委員、20 番、橋本正寛委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 57 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について、一括して説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②③をご覧ください。1 番について説明します。本渡町の譲受人は本渡町の譲渡人より、本渡町の田 308 m²、畑 162 m²を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりませ

ん。申請地には野菜を栽培される計画です。

2番について説明します。楠浦町の譲受人は楠浦町の譲渡人より、楠浦町の田3,257㎡、畑2,237㎡を贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地にはデコポンを栽培される計画です。

○事務局（瀧本由一君） 3番について説明します。五和町の譲受人は、中村町の譲渡人より、五和町の畑2筆942㎡を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、びわを栽培される計画です。

○事務局（藤崎眞二君） 4番について説明します。御所浦町の譲受人は、御所浦町の譲渡人より、御所浦町の畑863㎡を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、デコポンを栽培される計画です。

5番について説明します。倉岳町の譲受人は、下浦町の譲渡人より、倉岳町の田638㎡を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは1番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。1番について説明致します。申請人は事務局説明のとおり売買により取得し経営規模拡大したいというものです。場所は毛利病院の近くで、譲受人の自宅前の道路向かいになります。譲受人と奥さんで牛と水稻を中心に熱心に頑張っておられます。申請地には野菜を栽培される計画です。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○22番（森下雅成君） 22番、森下です。2番についてご説明致します。申請人は田、畑を譲り受けたいというものです。譲受人と譲渡人は親子関係で、贈与により所有権移転をしたいとの申請でございます。長男である譲受人が帰省し、譲渡人が経営していた水稻と果樹栽培を引き継ぎ、申請地にデコポンを加温と屋根掛けにより経営の拡大を計っていきたいという

ことでございます。なんら問題ないかと思いますが、ご審議方よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○6番（森本文隆君） 6番、森本です。3番についてご説明します。譲受人は資料に書いてある通り本渡にお住まいで、経営規模拡大のために農地を取得したいというものです。場所は鬼池港より300m程入ったところになります。申請地にはびわを栽培される予定です。のちほど審議されます水稻・柿を栽培される予定の利用権設定の面積を合わせますと40aを超えます。なんら問題はないかと思いますが、ご審議をよろしくお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に4番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○37番（平岡秀樹君） 37番、平岡です。4番についてご説明申し上げます。譲渡人は長い間一人で甘夏の栽培を頑張っておられましたが、かなり高齢になられました。譲受人はデコポンの屋根掛け、桃の屋根掛け等で認定農家として農業を頑張っておられます。売買により所有権を移転し経営規模の拡大を計っていきたいということです。何も問題ないと思いますが、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に5番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○2番（稲田秀敏君） 2番、稲田です。5番について説明します。譲受人の自宅の隣の田です。現地を確認しに行ったらきれいに整備されていて、菜の花が植えてありました。そこには野菜を作られる予定です。なんら問題ないかと思しますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第58号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） お手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。熊本市東区と愛知県一宮市の申請人は、住宅への通路としたいため、畑105㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。なお、既に通路としてあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○2番（稲田秀敏君） 2番、稲田です。1番について説明します。申請人は現在愛知県一宮市に在住でございます。場所は倉岳小学校付近です。申請地は父が車を購入された時に駐車場がないということで、何十年か前に整地されました。始末書が添付してあります。周囲には影響ないと思いますが、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第59号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 引き続きお手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。今釜町の借受人は個人住宅を建築するため、今釜町の貸渡人から今釜新町の畑355㎡を使用貸借により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に造成してあるため、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。1番について説明致します。申請人は事務局説明のとおり、使用貸借権を設定し自己住宅を建築したいというものです。場所は天草総合庁舎駐車場の南側です。資料④の2ページ、現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。写真のとおり整地してありますので、始末書が添付してあります。写真右側は遊休地になっていますが、隣接同意書は添付してあります。給水は市水より、生活排水等は公共下水道へ、雨水は道路側溝を利用されます。周辺は宅地化が進んでおり、特に問題ないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。中村町の譲受人は用水路とするため、本町の譲渡人から本町の田50㎡を交換により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は農用地区域内にある農地となっております。農用地区域内にある農地は原則許可することができないこととなっておりますが、農用地利用計画にて指定された用途に供する場合は許可することができます。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に用水路を整備してあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。2番について説明致します。まず場所ですが、本町に鈴木神社がございますが、鈴木神社の西側1キロ位行ったところがございます。ここは平成2年に土地改良区によって基盤整備がなされたところがございます。今回5%の受益者負担で用水路改修が行われ、既にこの地区も改修が進んでおりますけれども、登記がまだ終わっていなかったことが後で分かったので、ここは残してあります。そういうところで許可申請を出してあるところであります。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。本町の借受人は自動車修理工場とするため、本町の貸渡人から本町の田614㎡を使用貸借により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第1種農地となっております。第1種農地は原則転用許可できませんが、例外規定のいわゆる集落接続に該当するため許可できることとなっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。3番について説明致します。まず場所ですが、本町に入りまして、酒井病院の付近です。北側に県道がはしっております。県道のすぐ隣に自動車整備工場を建てるということでございます。南側の水田にはほとんど影響はないかと思えます。用水路も西側と南側に通っておりますので、この心配もないと思えます。若干下がっておりますが、いくらか整備して上げるということでございました。さほど高低差はありませんので、いいのではないかと思います。農作物に風等の影響はないかと思えます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 4番について説明します。福岡県北九州市の譲受人は、植林し山林として管理したいため、兵庫県神戸市の譲渡人から、御所浦町の畑225㎡を贈与により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○37番（平岡秀樹君） 37番、平岡です。4番について説明致します。譲渡人と譲受人ともに県外に住んでおられています。話し合いの結果、植林することになりました。周りが田んぼみたいに見えますが、周りは全て荒地でございます。土もとても畑になるような土ではありませんでした。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 5番について説明します。まず、訂正をお願いします。貸倉庫用地を貸農業用倉庫に、貸倉庫用地として遺贈したいを、貸農業用倉庫を建築したい、に訂正をお願いします。牛深町の譲受人は、貸農業用倉庫を建築したいため、牛深町の譲渡人から、深海町の畑302㎡を遺贈により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に整地し、農業用倉庫が建築してあるため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○23番（滝下清三郎君） 23番、滝下です。遺言書による贈与ということで、申請地を事務局と確認に行ったところ、農業用貸倉庫が建てられてありましたので、始末書と区長の同意書も添付してもらっています。場所は下平分校から東へ少し行ったところで、後ろは県道のり、前は行き止まりの道で他に迷惑が掛かるところではないと思います。よろしくご審議をお願いします。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 6番について説明します。天草町の譲受人は、個人住宅を建築したため、天草町の譲渡人から、天草町の畑1筆68㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に整地してあるため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○29番（小堀田幸一君） 29番、小堀田です。6番について説明致します。場所は旧国道389号線の天草町の大江郵便局の近くです。写真を見てもらいますと、奥の方は現在宅地になっております。手前の方が少し残っていたところをついでに埋めてしまいましたということで始末書がついております。現在隣に家がありますけれども、近々子が帰ってこられるため、新築したいということでございます。排水は奥の方に排水路がありまして、そちらに流すそうです。周りは宅地でなんら問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 7番について説明します。河浦町の借受人は、農業用倉庫の建築及びWCS置き場としたいため、河浦の貸渡人から、河浦の田2筆3,905㎡を使用貸借により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○5番（武内正俊君） 5番、武内です。7番について説明致します。申請人は繁殖牛経営を主体とした親子3代に渡って今一生懸命頑張っておられます。繁殖牛元牛70頭飼育しておられます。今回農業用倉庫には農器具等を保管、あるいは飼料の保管庫という形でこの3,905㎡を転用したいということでございます。雨水等につきましては、横に川が流れておりますが、そこに自然排水という形でされます。行政区長の同意書も添付されております。なんら支障はないと思っておりますけれども、ご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第60号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第60号について説明します。資料②の4ページからご説明致します。

1番の所有権移転の計画が1件、利用権の新規設定の計画が5件、再設定の計画が9件、転貸の計画が3件、合計で18件、総面積は44,280㎡となっております。

なお、4ページに上程しておりますのが所有権移転の計画でございますが、申請地は6筆の水田で、親子間での贈与となります。

今回の譲受人（あっせん候補者）ですが五和町で「和牛」の一貫経営を行なっている認定農家です。本市「農地移動適正化あっせん基準」に適合し「あっせん譲受候補者名簿」にも掲載されております。取得後は申請地へ飼料稲を作付けされる計画です。

また、農地利用集積円滑化団体・あまくさ農業協同組合における転貸分が3件でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人並びに農業生産法人以外の法人であり、8ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありましたが、各担当委員からの補足説明はありませんか。

（ありませぬの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました所有権移転1件、利用権設定17

件につきまして質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

○議長(鶴田雄士君) 日程第6、議題61号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局(瀧本由一君) 議第61号について説明します。資料②の9ページからご説明致します。非農地通知書交付申請件数が、御所浦町外13件、総面積は4,999㎡となっております。担当農業委員、事務局職員で現地確認を実施し、10ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。以上です。

○議長(鶴田雄士君) それでは、1筆ごとにスクリーンで映しますので、その時にご意見を伺いたいと思います。

○事務局(瀧本由一君) ただいまのスライドは、資料②10ページの1番、志柿町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②9ページの、1番、御所浦町牧島の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②9ページの、2番、3番、御所浦町牧島の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②9ページの、4番、御所浦町牧島の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②9ページの、5番、御所浦町牧島の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②9ページの、6番、五和町御領の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②9ページの、7番、五和町御領の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②9ページの、8番、五和町御領の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②9ページの、9番、五和町御領の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②9ページの、10番、五和町御領の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②9ページの、11番、佐伊津町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②9ページの、12番、13番、佐伊津町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②9ページの、14番、佐伊津町の申請地です。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 以上について、説明のとおり認定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので、1番から14番まで山林として認定致します。

○議長(鶴田雄士君) 日程第7、議題62号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域の除外申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願いします。

○事務局(寺澤大介君) 議第62号について説明します。農業振興地域の整備に関する法律

施行規則第3条の2の規定により市長から農業振興地域整備計画の個別見直しに係る農用地区域からの除外申請等に関し審議の依頼がっております。

なお、除外申請につきましては、除外がなされた時に転用許可の見込みがあるかないかをご審議いただくものです。

それでは、1番の案件から説明します。お手元の資料②、④及び前方のスクリーンをご覧ください。本渡町の申請人は本渡町の畑2,237㎡に賃貸住宅を建てたいというものです。申請地から500m以内に2以上の公共施設等があり、2種類以上の水管等が埋設されている道路の沿道の区域にあるため、除外後の農地区分は第3種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。1番について説明致します。申請人は事務局説明のとおり、農用地から除外しアパートを建築したいというものです。場所は九州産交バス車庫の近くになります。農地として管理ができず、休耕状態になった土地を有効利用するためアパートを建築する計画がされております。事業計画書、隣接所有者同意書、排水関係同意書が添付してあり、特に問題ないかと思っておりますので、よろしくご審議お願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。栢宇土町の申請人は栢宇土町の田548㎡に農家住宅を建てたいというものです。除外後の農地区分は第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○16番（川峯正美君） 16番、川峯です。2番について説明致します。所在地、地番、地目等は事務局説明のとおりでございますが、申請地に農家住宅を建てたいということでございます。現在住んでおられる場所は資料を見てもらうと分かると思いますが、現在両親と夫婦2人と子どもで住んでおられ、手狭になったため農家住宅を建てたいということです。現在住んでいるところに新しく建て直そうと考えたそうですけれど、ここは現在山崩れの恐れがあるところで建て直すことができない地区だそうです。外の候補を3ヶ所程あたってみられた

けれども、どうしても契約できなかつたとのこと。申請地の上の方には牛を8頭程買っておられるそうです。両親も高齢ですけれども牛の世話を楽しんでおられるそうです。申請地は長細い形状をしておりますので、建物の外駐車場等として利用する予定です。周辺の同意書や区長の同意書も添付してあります。よろしくご審議お願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。亀場町の申請人は亀場町の田、畑4,110㎡に太陽光発電施設を設置したいというものです。除外後の農地区分は第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。なお、経済産業省からの認定通知書と九州電力との接続契約が既に済んでいることも書類で確認しております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○12番（山本友保君） 12番、山本です。3番について説明致します。場所は亀場牛深線に洋服の青山がございます。そこから北側に位置します。亀場町在住の申請人は申請のとおり太陽光発電施設を設置するために、農用地区域からの除外をしたいとのこと。申請人は高齢になってしましまして、耕作を続けることが困難になってきましたが、後継者は育てておりません。そういうことで、このまま放っておきますと環境にも良くないし、いのししの住処となり近所へも迷惑が掛かるので、太陽光発電を考えました。太陽光発電は環境にも良く、土地活用が十分できますので事業計画を立てましたということでございます。隣接地の同意書3通と区長の同意書が添付してあります。北側は山でございまして、太陽光発電施設を設置することでの悪影響は一切ないと考えますので、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 4番について説明します。志柿町の申請人は志柿町の田1,502㎡に太陽光発電施設を設置したいというものです。除外後の農地区分は第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。なお、経済産業省からの認定通知書と九州電力との接続契約が既に済んでいることも書類で確認しております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。申請地は志柿町で有明町島子の手前になります。国道手前の田んぼでございます。周りは全部耕作されていますけれど、この田んぼが一番低いところにありまして、葦田になっております。先程事務局から説明があったように書類は全て揃っています。太陽光施設を設置しても何も問題ないだろうと判断致しました。ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

○3番（川原昭雄君） 3番、川原でございますが、我々の与えられた職務は、農地の移転についてでございますけれど、新聞あるいはテレビで報道されておりますように、九州電力さんはもう太陽光発電の契約はしませんよというものが我々に知らしめてあるわけですが、あなた方が事務的にそれじゃそういうことで農業委員会に出しましょうという場合に、どこまで九州電力さんが契約を成すのかの知識を請うわけでございます。あなた方がそういう申請があった場合に知らしめているところまで教えていただければ我々も宣伝することができるという思いがあるわけですが、どうでしょう。

○事務局（寺澤大介君） 今回申請が出てきている件につきましては、買い取りを保留するというニュースの前に九州電力さんと契約を結ばれて負担金がいくらですよという請求がなされている分、正式に契約されている分になります。

○事務局（森内健二君） 補足説明ですけれども、3月に相当量の電力売り渡しの申し込みがあっておりまして、先程寺澤が申しましたように契約がなされているものと、申し込みはしているけれども契約がなされていないというものも相当あると聞いております。まだ契約をしていないものにつきましても、50kw未満については今後も契約をしますということになっておりますので、今後もまだ申請が出てくるのかなと思っております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 外に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 5番について説明します。五和町の申請人は、五和町の畑1,180㎡を経営するバス会社の駐車場としたいというものです。既に、一部が整地され駐車場として利用されているため、始末書が添付されております。除外後の農地区分は第1種農地になり、原則転用許可できませんが、例外規定のいわゆる集落接続に該当するため許可できることとなっており、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○27番（山本隆久君） 27番、山本です。5番について説明致します。場所は佐伊津町の金ヶ丘交差点から北へ行ったところになります。現在既に駐車場として一部利用されております。隣接地の同意も取れており、特別問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 6番について説明します。五和町の申請人は、五和町の田4,328㎡、畑3,993㎡を、経営する医療法人の介護福祉施設の建設、職員駐車場、緑地運動公園として整備したいというものです。除外後の農地区分は第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○27番（山本隆久君） 27番、山本です。6番について説明致します。場所はスクリーンを見ていただければ分かると思いますが、前の方にある建物はセントラル病院です。病院の隣接地にリハビリ施設を建てたいということと、運動公園を作ってリハビリをしたいということでございます。周囲の同意も取れておりますし、特に問題ないと思います。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(瀧本由一君) 7番について説明します。新潟県新潟市の申請人は、五和町の田4,270㎡に店舗を建設したいというものです。除外後の農地区分は第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○27番(山本隆久君) 27番、山本です。7番について説明致します。場所は先程6番で説明致しましたセントラル病院付近です。面積は4反近くありますけれど、そこに店舗を出したいとの申請です。周囲の同意や区長さんの排水同意も添付してあります。特に問題ないかと思われまます。よろしくご審議をお願いします。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に8番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(瀧本由一君) 8番について説明します。南町の申請人は、五和町の畑2,152㎡に太陽光発電施設を設置したいというものです。除外後の農地区分は第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。なお、経済産業省からの認定通知書と九州電力との接続契約が既に済んでいることも書類で確認しております。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○7番(佐々木碩哉君) 7番、佐々木です。8番についてご説明致します。申請地が農用地に入っていないと思っておられたそうです。水路関係で区画整理の同意をされた時に農用地に入れてあったそうです。場所は天草空港の北側の土羽尻のところになります。そういうことで日当たりも非常にいいところがございますので、太陽光発電には適したところがございます。周囲は貸渡人の農地で外に影響はありません。区長さんの排水同意も取れており、別に問題はないと思われまます。よろしくお願い致します。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第8、議題63号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域の編入申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より一括して説明をお願いします。

○事務局（寺澤大介君） 議題63号について説明致します。資料②をご覧ください。1番について説明します。本渡町の申請人は農地保全のため本渡町の田4筆5,431㎡を農用地区域へ編入し中山間地域等支払制度に加入したいというものです。

2番について説明します。本町の申請人は農地保全のため本町の田畑4筆1,956㎡を農用地区域へ編入し中山間地域等支払制度に加入したいというものです。

3番について説明します。東浜町の申請人は農地保全のため楠浦町の田畑4筆325㎡を農用地区域へ編入し中山間地域総合整備事業による区画整理をしたいというものです。

○事務局（瀧本由一君） 4番について説明します。久玉町の申請人は、農地保全のため、久玉町の畑4,642㎡を農用地区域へ編入し、中山間地域等支払制度に加入したいというものです。

5番について説明します。久玉町の申請人は、農地保全のため、久玉町の畑7,893㎡を農用地区域へ編入し、中山間地域等支払制度に加入したいというものです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員から補足説明はありませんか。

（補足説明なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ただいま件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は異議なしと決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程9、報告事項について事務局より各種の届けがあったものについて報告をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君） 報告事項につきましては、農地利用形状変更届けが本渡町から1件、栖本町から2件あり、いずれも盛り土し、田から畑に変更して利用するものでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成 26 年天草市農業委員会第 11 回総会を閉会致します。

午後 3 時 10 分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鶴 田 雄 士

署名委員 黒川 紀世子

署名委員 橋本 正寛

